

## 信用事業の全部の譲受の公告

左記連合会は、令和五年十月二十六日開催の総会において、宮城県漁業協同組合（住所宮城県石巻市開成一番二七）の信用事業の全部の譲受けを決議いたしましたので、本決議に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和五年十一月二十七日までにその旨をお申し出下さい。

なお、左記連合会の財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いています。

右記期限までにお申し出がない時は、異議がないものと認めます。

水産業協同組合法第五十四条の二第六項において準用する同法第五十三条第三項の規定により公告いたします。

令和五年十月二十七日

千葉市中央区新宿二丁目三番八号

東日本信用漁業協同組合連合会

代表理事理事長 関 義文